

RETIO BODY DESIGN 利用会則

第1章 総則

第1条 (施設名称)

当施設の名称は「RETIO BODY DESIGN」(以下本施設という)と称します。

第2条 (目的)

本施設は、施設利用を通じ、より正しい身体の仕組みについて啓蒙し、利用者の心身の健康維持及びその増進を図るとともに、相互の親睦を深めることを目的とします。

第2章 利用者

第1条 (登録利用者)

本施設は利用者登録制とし、本会則に基づく所定の利用申し込み手続きを完了した方を利用登録者としします。

第2条 (利用登録者の構成)

- 1、個人会員：個人名で登録し、1登録につき1名が営業時間中いつでも利用出来ます。
- 2、法人会員：法人名で登録し、プランにより定められた人数が営業時間中いつでも利用出来ます。

※入会検討者は見学可とします。

第3条 (利用資格、利用手続き)

本施設の利用資格を有する方は、満16歳以上の健康な男女で本会則を承認し、所定の手続きを完了した人としします。

また、次に該当する方は利用登録を認められません。

- ①健康状態を害している方(脳、心臓病、伝染病患者等)、またはそのおそれがある方。
- ②反社会的勢力及びその関係者、薬物常習者、アルコール中毒者。

※刺青、ファッションタトゥーがあっても利用可能ですが、他者の目に触れぬ配慮をお願いします。

- ③他の施設利用者に迷惑をかけるおそれがある方及び会社が不適格と認めた方。

また、入会手続きの際、ライン@登録を必須とします。プログラム変更、閉館のお知らせ、その他重要なお知らせをライン@にて配信致します。ラインを登録されていない方向けには、ホームページにてお知らせをします。ご確認をお願い致します。ライン@、ホームページ配信内容の未読によるご意見につきましては受付いたしかねますので、ご了承下さい。

第4条 (未成年者)

未成年者が利用を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上、登録申し込みを行うものとします。親権者は本会則の基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第5条 (利用料支払い、利用の継続)

登録利用者は利用継続を希望する場合、会社が定める所定の利用料金を利用月の前月末までに支払うものとします。クレジットでの引き落としは各社指定に基づき、銀行振替手続き者は毎月27日の振替をもって当月利用料の支払いとします。月利用料未納の方は支払いが完了するまで施設利用はできません。

※月会費を2カ月滞納した場合は、年利14.6%を足して請求します。

第6条 (退会)

退会される場合は、当月5日までにフロントでのお手続きを行い、翌日より退会となります。

※電話、ファックス、郵送、Eメール及びインターネットでの受付は行っておりません

(例)6月から退会希望→5月5日までにスタッフへ申し出

※初回割引キャンペーンを利用してご入会された場合、月会費満額発生月から3カ月間は退会出来ないものとします。

※1年会員・ビューティー会員は契約期間を1年間とする。1年未満で退会の場合、1年会員は1ヶ月無料特典解除の後レギュラー会員に変更。無料特典の1ヶ月会費7,590円(税込)と変更手数料として3,410円(税込)、合計11,000円(税込)を登録口座より支払うものとします。(県外への転勤、怪我・病気での入院、女性の方の妊娠・出産の致し方ない場合のみ、プラン変更手数料を免除いたします。)

ビューティー会員はコラーゲンマシン利用料として22,000円(税込)登録口座より支払うものとします。

第7条 (諸手続き及び変更事項)

登録利用者は、登録申込書記載内容に変更があった場合は速やかに変更手続きを完了しなければなりません。

第8条 (休会)

登録利用者は当施設を休会する場合、その旨を当月5日までにフロントでのお手続きを行い、翌日より休会となります。

(休会中1,100円(税込/月))

1年会員とビューティー会員の休会は休会した期間、契約期間が延長となります。

(例)6月から休会希望→5月5日までにスタッフへ申し出

第9条 (登録削除)

本施設は、登録利用者が次に該当すると認めた場合、利用者の登録を削除することが出来ます。

- ①本施設の名誉を著しく毀損し、又は秩序を乱し、本施設に損害を与えた場合。
- ②故意、又は重大な過失により、本施設、設備を破損させた時。
- ③本会則、その他施設の定める諸規則に著しく違反し、改めようとしないう時。
- ④諸料金の支払いを怠り、会社からの督促を受けてもそれを支払わない時。
- ⑤利用登録に際して、本施設に虚偽の申告をしていた時。
- ⑥駐車場ルールを守れないお客様。駐車場は専用駐車場をご利用頂き駐車許可書を必ず提示ください。
- ⑦その他、登録利用者としてふさわしくないと本施設が判断した時。

第10条 (反社会的勢力等の排除)

1. 次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、本契約締結後であっても無条件で本契約を解除することができるものとします。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)である場合

(2)自ら若しくは第三者を利用して、以下に掲げるいずれかの行為を行う、又はそのおそれがあると相手方当事者が合理的な根拠に基づき判断した場合

- ①反社会的勢力であることを標榜した場合
- ②反社会的勢力を利用した場合
- ③詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合
- ④名誉や信用等を毀損した場合
- ⑤業務を妨害した場合
- ⑥違法行為又は法的責任を超えた不当要求行為をした場合
- ⑦不法又は不正な取引を行った場合

⑧ 金融・不動産市場の秩序を乱すような行為を行った場合

⑨ 社会的に好ましくない風評がある場合

2. 前項に違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方当事者に直ちに通知します。

第11条 (外部トレーナーによるパーソナルトレーニングに関して)

外部契約トレーナーによるパーソナルトレーニングを受ける場合は、トレーナーと個人間で契約を締結するものとします。

この契約に本施設は関与せず、トレーニング中の事故および事象に関してその責任を負いません。

第3章 施設運営

第1条 (利用会則の制定、改定)

RETIO BODY DESIGN は、本施設の円滑運営の為に利用規則を制定します。また、必要と認めた場合、本会則の改定・変更を行うものとし、その効力はその時点の利用登録者全員に及ぶものとします。

第2条 (利用証[セキュリティーキー])

① 利用者に対し利用証を発行します。利用者は、本施設利用時には必ず提示するものとします。

② 利用者は利用証を第三者に貸与または譲渡することは出来ません。

③ 利用者は登録時に申し込みが必要です。利用証は個人に紐付き、他者への貸借は禁止致します。他者への貸借や連れ込みが発覚した場合、利用者の契約初月まで遡って貸借人数分の料金を請求致します。

④ 利用者は利用証を紛失、破損した場合速やかに本施設に申し出、再発行手続きを取らねばなりません。尚、再発行の際は本施設所定の手数料が必要です。

⑤ 利用者が利用証を紛失するなどして警備会社を呼んだ場合、その実費は利用者が負担するものとします。

第3条 (定休日)

本施設は定休日を設けず、24時間使用出来るものとします。メンテナンス等、特別な理由が生じ定休とする場合はライン@にて告知するものとします。

第4条 (従業員)

本施設の従業員滞在時間は下記に限定し、各手続きは下記時間内に登録店舗にて行うものとします。

・平日 9:00～13:00・17:00～22:00、土日祝 10:00～19:00 まで

第5条 (施設の利用制限、閉鎖)

次の事由により本施設の一部又は全部の利用を制限もしくは閉鎖することが出来ます。

① 気象、災害等又は社会、経済情勢の著しい変動等により開業が不可能な場合。

② 本施設の改造又は修理の時。

③ 本施設が企画し実施する諸活動を行う時。

④ 経営上重大な理由が生じた時。

第6条 (損害賠償責任免除)

本施設の利用に際して、利用者本人又は第三者に生じた人的、物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負わないものとします。また、同様に利用者本人は会社や第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。故意過失により設備を故障させた場合も同様に賠償責任が発生します。(施設や機械の不備に起因する損害に関しては除外します)

第4章 施設利用について

第1条 (施設利用心得)

① 登録利用者は本会則及び本施設の定める注意事項を遵守し、本施設内ではスタッフの指示に従うものとします。

② 登録利用者は誰もが気持ちよく施設利用ができるよう配慮を心がけるものとします。1つの種目を長時間占有する事を禁じます。マシン等、各種目は10分以内でご利用ください。

③ 本施設内では、禁酒、禁煙とします。

④ 登録利用者は、本施設内においてトレーニングウェア、シューズの着用をするものとします。

⑤ お忘れ物は1週間を保管期間とし、期間を過ぎた場合は処分とさせていただきます。貴重品である場合は保管期間後、警察へ届けるものとします。

第2条 (入場禁止、退場)

① 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断される時。

② 酒気をおびている時。他の施設利用者に迷惑を掛けると判断される時。

③ 本会則及びその他会社の定める規則に違反し、又はスタッフの指示に従わない時。

④ その他、本会則第3章内の第6条に該当する時。

※2021年3月1日 改定